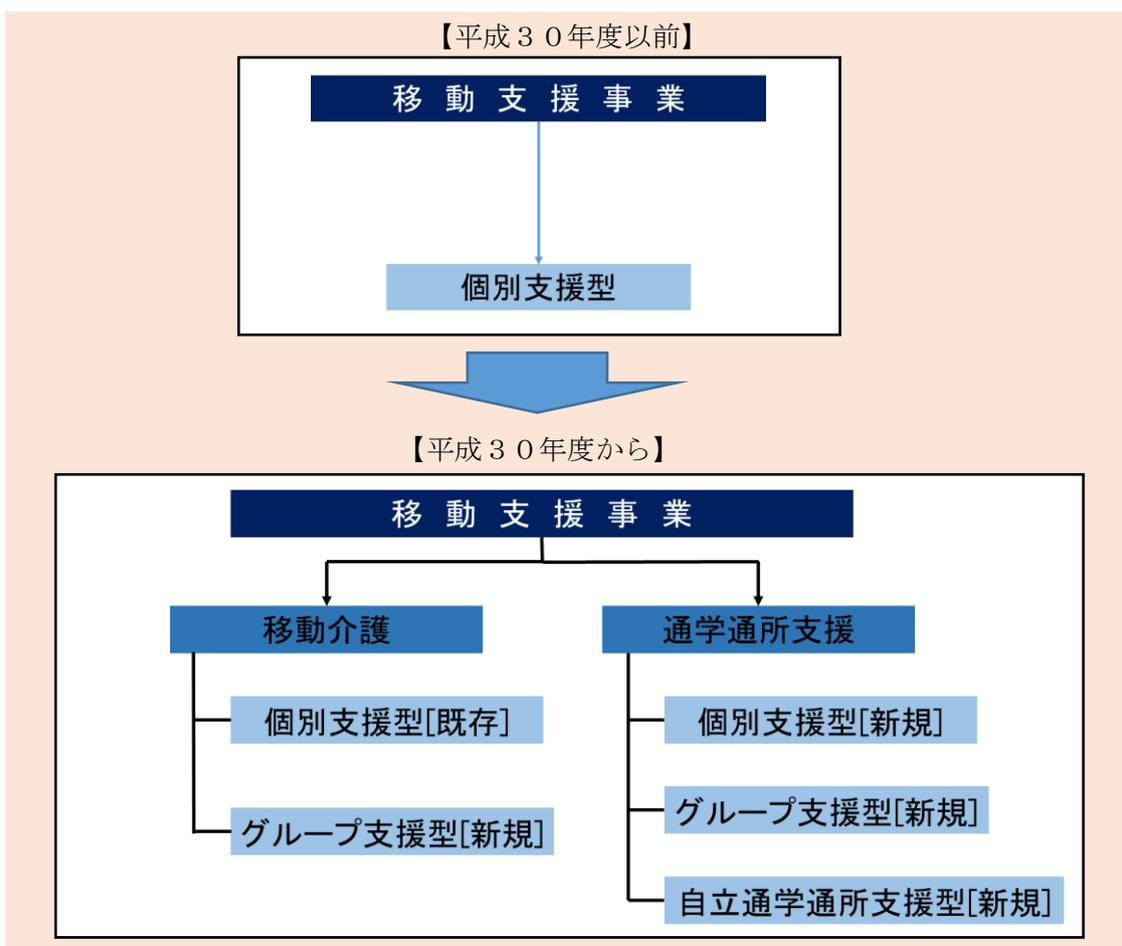


○移動支援事業のイメージ図



※平成30年度以前における「個別支援型」は平成30年度以降の「移動介護（個別支援型）」に該当します。

○サービスの内容について

【移動介護】

移動介護の目的及び利用対象者については、平成30年度以前の移動支援事業と同一です。

移動介護	サービス内容
(1)個別支援型	1名のヘルパーが1名の利用者に対し、マンツーマンで支援を実施します。 ※現行の移動支援事業が「移動介護(個別支援型)」にあたるため、平成29年度に支給決定を受けている方は、継続してご利用ください。 ⇒申請等の手続きは不要です。
(2)グループ支援型	1名のヘルパーが複数名の利用者に対し、同時に支援を実施します。 ※支給決定後は、上記(1)の支給決定時間の範囲内で、個別支援型及びグループ支援型を自由にご利用いただけます。 ⇒利用を希望する際は、別途、市への申請が必要となります。

【通学通所支援】

⇒単独での通学通所が困難な方に対し、移動の介護を行います。

◎対象者は、下記のいずれかに該当する方となります。

- ① 主たる介護者が高齢のために本人の移動中の介護をすることができない場合
- ② 強度の行動障がいや医療的ケアがあり、主たる介護者1人では移動中の介護をすることができない場合
- ③ ひとり親家庭等の世帯で主たる介護者が生計維持のために就労しており、本人の移動中の介護をすることができない場合 などです。

※利用を希望する際は、別途、支給決定が必要となりますので下記連絡先までご連絡ください。なお、申請の際には、市職員による家庭環境等の聞き取りを実施します。

通学通所支援	サービス内容
(3)個別支援型	1名のヘルパーが1名の利用者に対し、マンツーマンで支援を実施します。
(4)グループ支援型	1名のヘルパーが複数名の利用者に対し、同時に支援を実施します。 ※支給決定後は、上記(3)の支給決定時間の範囲内で、個別支援型及びグループ支援型を自由にご利用いただけます。
(5)自立通学通所支援	一定期間、集中的な働きかけによって自力での通学通所が見込める方に対し、マンツーマンで支援を実施します。 ※詳細については障がい福祉課までご連絡ください。

お問い合わせ

保健福祉部 障がい福祉課 相談支援グループ（市役所1階B-2番窓口）

電話番号：028-632-2364 ファクス：028-636-0398